

海事職給料表の導入に伴う関係人事委員会規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成20年 3月28日

鳥取県人事委員会委員長 高 橋 敬 一

鳥取県人事委員会規則第7号

海事職給料表の導入に伴う関係人事委員会規則の整備に関する規則

(職員の任用に関する規則の一部改正)

第1条 職員の任用に関する規則(昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(選考により採用する職)</p> <p>第19条 次に掲げる職への採用は、それぞれ選考によるものとする。この場合においては、法第17条第3項ただし書に規定する人事委員会の承認があったものとみなす。</p> <p>(1) 行政職給料表の適用を受ける職員の職のうち係長及びこれに相当する職以上の職、公安職給料表の適用を受ける職員の職のうち課長及びこれに相当する職以上の職、教育職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち係長及びこれに相当する職以上の職、教育職給料表(2)の適用を受ける職員の職のうち係長及びこれに相当する職以上の職、研究職給料表の適用を受ける職員の職のうち係長及びこれに相当する職以上の職、医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち医長及びこれに相当する職以上の職、医療職給料表(2)の適用を受ける職員の職のうち係長及びこれに相当する職以上の職、<u>医療職給料表(3)の適用を受ける職員の職のうち看護師長及びこれに相当する職以上の職並びに海事職給料表の適用を受ける職員の職のうち一等航海士及びこれに相当する職以上の職</u></p> <p>(2)~(7) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(選考により採用する職)</p> <p>第19条 次に掲げる職への採用は、それぞれ選考によるものとする。この場合においては、法第17条第3項ただし書に規定する人事委員会の承認があったものとみなす。</p> <p>(1) 行政職給料表の適用を受ける職員の職のうち係長及びこれに相当する職以上の職、公安職給料表の適用を受ける職員の職のうち<u>部長</u>、課長及びこれに相当する職、教育職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち係長及びこれに相当する職以上の職、教育職給料表(2)の適用を受ける職員の職のうち係長及びこれに相当する職以上の職、研究職給料表の適用を受ける職員の職のうち係長及びこれに相当する職以上の職、医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち医長及びこれに相当する職以上の職、医療職給料表(2)の適用を受ける職員の職のうち係長及びこれに相当する職以上の職<u>並びに医療職給料表(3)の適用を受ける職員の職のうち看護師長及びこれに相当する職以上の職</u></p> <p>(2)~(7) 略</p> <p>2 略</p>
<p>(選考により昇任させる職)</p> <p>第20条 次に掲げる職への昇任は、それぞれ選考によるものとする。この場合においては、法第17条第3項ただし書に規定する人事委員会の承認があったも</p>	<p>(選考により昇任させる職)</p> <p>第20条 次に掲げる職への昇任は、それぞれ選考によるものとする。この場合においては、法第17条第3項ただし書に規定する人事委員会の承認があつたも</p>

<p>のとみなす。</p> <p>(1) <u>前条第1項第1号に掲げる職</u></p> <p>(2)~(4) 略</p> <p>2 略</p>	<p>のとみなす。</p> <p>(1) <u>行政職給料表の適用を受ける職員の職のうち係長及びこれに相当する職以上の職、公安職給料表の適用を受ける職員の職のうち部長、課長及びこれに相当する職、教育職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち係長及びこれに相当する職以上の職、教育職給料表(2)の適用を受ける職員の職のうち係長及びこれに相当する職以上の職、研究職給料表の適用を受ける職員の職のうち係長及びこれに相当する職以上の職、医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち医長及びこれに相当する職以上の職、医療職給料表(2)の適用を受ける職員の職のうち係長及びこれに相当する職以上の職並びに医療職給料表(3)の適用を受ける職員の職のうち看護師長及びこれに相当する職以上の職</u></p> <p>(2)~(4) 略</p> <p>2 略</p>
--	---

(給料表の適用範囲に関する規則の一部改正)

第2条 給料表の適用範囲に関する規則(昭和32年鳥取県人事委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた条(以下この条において「追加条」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加条を除く。)に改める。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号)別表第3から別表第6までの規定に基づき、給料表の適用範囲を定めるものとする。</p> <p><u>(海事職給料表)</u></p> <p>第5条 <u>海事職給料表は、船舶に乗り組む職員で、次に掲げるものに対して適用する。</u></p> <p>(1) <u>船長、機関長、一等航海士、一等機関士、二等航海士、二等機関士、通信長、航海士長、航海士、機関士及び通信士</u></p> <p>(2) <u>甲板長、操機長、司ちゅう長、冷凍長、甲板員、操舵手、操機手、機関員及び司ちゅう員</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号)別表第3から別表第5までの規定に基づき、給料表の適用範囲を定めるものとする。</p>

(職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第3条 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和32年鳥取県人事委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「追加号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加号を除く。)に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>(級別資格基準表)</p> <p>第2条の4 職員の職務の級を決定する場合に必要な資格は、この規則において別に定めるものを除き、<u>級別資格基準表(別表第3の2から別表第3の10まで)</u>に定めるとおりとする。</p>	<p>(級別資格基準表)</p> <p>第2条の4 職員の職務の級を決定する場合に必要な資格は、この規則において別に定めるものを除き、<u>級別資格基準表(別表第3の2から別表第3の9まで)</u>に定めるとおりとする。</p>
2 略	2 略
<p>(新たに職員となった者の号給)</p> <p>第3条の2 新たに職員となった者の号給は、前条の規定により決定された職務の級の号給のうち、その者の資格に応じ、<u>初任給基準表(別表第4から別表第12まで)</u>の試験区分欄又は職種欄の区分及び学歴免許欄の区分に対応するそれぞれの初任給欄に定める号給(同表において別に定める額のある場合は、その号給)とする。ただし、その者に適用しようとする同表の号給の額がその者の属する職務の級における最低の号給の額に達しないときは、その最低の号給とする。</p>	<p>(新たに職員となった者の号給)</p> <p>第3条の2 新たに職員となった者の号給は、前条の規定により決定された職務の級の号給のうち、その者の資格に応じ、<u>初任給基準表(別表第4から別表第11まで)</u>の試験区分欄又は職種欄の区分及び学歴免許欄の区分に対応するそれぞれの初任給欄に定める号給(同表において別に定める額のある場合は、その号給)とする。ただし、その者に適用しようとする同表の号給の額がその者の属する職務の級における最低の号給の額に達しないときは、その最低の号給とする。</p>
2 略	2 略
<p>(昇格)</p> <p>第8条 職員を昇格させる場合には、その職務に応じ、かつ、<u>級別資格基準表に定める資格基準に従い</u>、その者の属する職務の級を1級上位の職務の級(次の各号に掲げる給料表の適用を受ける職員の区分に応じ、その職務の級を当該各号に定める級以上に昇格(次項において「特定昇格」という。)をさせる場合で人事委員会が定めるとき及び任用の事情等を考慮して人事委員会が必要と認めるときに限り、上位の職務の級)に決定するものとする。この場合において、その職務の級について必要経験年数及び必要在級年数が定められているときは、そのいずれかを資格基準とする。</p>	<p>(昇格)</p> <p>第8条 職員を昇格させる場合には、その職務に応じ、かつ、<u>級別資格基準表に定める資格基準に従い</u>、その者の属する職務の級を1級上位の職務の級(次の各号に掲げる給料表の適用を受ける職員の区分に応じ、その職務の級を当該各号に定める級以上に昇格(次項において「特定昇格」という。)をさせる場合で人事委員会が定めるとき及び任用の事情等を考慮して人事委員会が必要と認めるときに限り、上位の職務の級)に決定するものとする。この場合において、その職務の級について必要経験年数及び必要在級年数が定められているときは、そのいずれかを資格基準とする。</p>
(1)~(8) 略	(1)~(8) 略
(9) <u>海事職給料表</u> 5級	

2～5 略

(昇格の場合の号給)

第8条の4 職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する昇格時号給対応表(別表第13)の昇格後の号給の欄に定める号給とする。

2及び3 略

(初任層職員)

第12条の2 給与条例第4条第6項の行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が2級以下であるもののうち人事委員会規則で定める職員及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員は、給与条例第4条第5項本文に規定する日(以下「昇給日」という。)の前日に属する職務の級がその者に適用される給料表の区分に応じ、特定級号給表(別表第14)の職務の級欄に定める職務の級である職員であって、次に掲げる職員以外のもの(部局内の他の職員との均衡上特に必要があるとしてあらかじめ人事委員会の承認を得た職員を含む。昇給号給数表(別表第15)において「初任層職員」という。)とする。

(1)～(4) 略

(復職時等における号給の調整)

第17条 次の各号に掲げる職員が復職し、職務に復帰し、又は再び勤務するに至った場合においては、それぞれ当該各号に掲げる期間(以下「休職等の期間」という。)を休職期間等調整換算表(別表第16)により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、復職し、職務に復帰し、又は再び勤務するに至った日(以下「復職等の日」という。)及び復職等の日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に人事委員会が定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(1)～(9) 略

2及び3 略

別表第13(第12条の2関係)

特定級号給表

給料表	職務の級	号給	適用年数
-----	------	----	------

2～5 略

(昇格の場合の号給)

第8条の4 職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する昇格時号給対応表(別表第12)の昇格後の号給の欄に定める号給とする。

2及び3 略

(初任層職員)

第12条の2 給与条例第4条第6項の行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が2級以下であるもののうち人事委員会規則で定める職員及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員は、給与条例第4条第5項本文に規定する日(以下「昇給日」という。)の前日に属する職務の級がその者に適用される給料表の区分に応じ、特定級号給表(別表第13)の職務の級欄に定める職務の級である職員であって、次に掲げる職員以外のもの(部局内の他の職員との均衡上特に必要があるとしてあらかじめ人事委員会の承認を得た職員を含む。昇給号給数表(別表第14)において「初任層職員」という。)とする。

(1)～(4) 略

(復職時等における号給の調整)

第17条 次の各号に掲げる職員が復職し、職務に復帰し、又は再び勤務するに至った場合においては、それぞれ当該各号に掲げる期間(以下「休職等の期間」という。)を休職期間等調整換算表(別表第15)により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、復職し、職務に復帰し、又は再び勤務するに至った日(以下「復職等の日」という。)及び復職等の日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に人事委員会が定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(1)～(9) 略

2及び3 略

別表第13(第12条の2関係)

特定級号給表

給料表	職務の級	号給	適用年数
-----	------	----	------

略				略			
医療職給料表(3)	1級	60号給	6年	医療職給料表(3)	1級	60号給	6年
	2級	44号給			2級	44号給	
海事職給料表	1級	82号給	6年				
	2級	42号給					

第4条 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第3の9の次に次の1表を加える。

別表第3の10(第2条の4関係)

海事職給料表級別資格基準表

職種	職務の級 学歴免許	1級	2級	3級	4級	5級
		船長、機関長、一等航海士、一等機関士、二等航海士、二等機関士、通信長、航海士長、航海士、機関士及び通信士	大学卒	0	5 5	4 9
	短大卒	0	2.5 2.5	5 8	4 12	2 14
	高校卒	0	5 5	5 10	4 14	2 16
甲板長、操機長、 ^た 司ちゅう長、冷凍長、甲板員、操舵手、操機手、機関員及び ^ち ちゅう員	大学卒	0	1 1	5 6		
	短大卒	0	3 3	5 8		
	高校卒	0	5.5 5.5	5 11		

別表第15を別表第16とし、別表第14を別表第15とし、別表第13を別表第14とする。

別表第12の次に次の1表を加え、別表第12を別表第13とする。

ケ 海事職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	1	1	2
15	1	1	1	3
16	1	1	1	4
17	1	1	1	5
18	1	2	2	6
19	1	3	3	7
20	1	4	4	8

21	1	5	5	9
22	1	6	6	10
23	1	7	7	11
24	1	8	8	12
25	1	9	9	13
26	1	10	10	14
27	1	11	11	15
28	1	12	12	16
29	1	13	13	17
30	1	14	14	18
31	1	15	15	19
32	1	16	16	20
33	1	17	17	21
34	1	18	18	22
35	1	19	19	23
36	1	20	20	24
37	1	21	21	25
38	2	21	21	26
39	3	22	22	27
40	4	22	22	28
41	5	23	23	29
42	6	23	23	30
43	7	24	24	31
44	8	24	24	32
45	9	25	25	33
46	10	26	25	34
47	11	27	26	35
48	12	28	26	36
49	13	29	27	37
50	14	29	27	37
51	15	30	28	37
52	16	30	28	38
53	17	31	29	38
54	18	31	30	38
55	19	32	31	39
56	20	32	32	39
57	21	33	33	39
58	22	33	33	40
59	23	34	33	40
60	24	34	34	40
61	25	35	34	41
62	26	35	34	41
63	27	36	35	42
64	28	36	35	42
65	29	37	35	43

66	29	38	36	43
67	30	39	36	44
68	30	40	36	44
69	31	41	37	45
70	31	41	37	45
71	32	41	37	46
72	32	42	37	46
73	33	42	38	47
74	34	42	38	47
75	35	43	38	48
76	36	43	38	48
77	37	43	39	49
78	38	44	39	50
79	39	44	39	51
80	40	44	39	52
81	41	45	40	53
82	42	45	40	54
83	43	45	40	55
84	44	45	40	56
85	45	46	41	57
86	46	46	41	58
87	47	46	41	59
88	48	46	41	60
89	49	47	42	61
90	49	47	42	
91	50	47	42	
92	50	47	42	
93	51	48	43	
94	51	48	43	
95	52	48	43	
96	52	48	43	
97	53	49	44	
98	53	49	44	
99	54	49	44	
100	54	49	44	
101	55	50	45	
102	55	50		
103	56	50		
104	56	50		
105	57	51		
106	57	51		
107	58	51		
108	58	51		
109	59	52		
110	59	52		

111	60	52		
112	60	52		
113	61	53		
114	61			
115	61			
116	62			
117	62			
118	62			
119	63			
120	63			
121	63			
122	64			
123	64			
124	64			
125	65			
126	65			
127	66			
128	66			
129	67			

別表第11の次に次の1表を加える。

別表第12（第3条の2関係）

海事職給料表初任給基準表

職種	学歴免許	初任給
船長、機関長、一等航海士、一等機関士、二等航海士、二等機関士、通信長、航海士長、航海士、機関士及び通信士	大学卒	2級3号給
	短大卒	1級29号給
	高校卒	1級19号給
甲板長、操機長、司ちゅう長、冷凍長、甲板員、操舵手、操機手、機関員及び司ちゅう員	大学卒	1級37号給
	短大卒	1級27号給
	高校卒	1級17号給

（管理職手当に関する規則の一部改正）

第5条 管理職手当に関する規則（昭和33年鳥取県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後					改正前				
別表第2（第3条関係）					別表第2（第3条関係）				
給料表	職務の級	区分	管理職手当月額		給料表	職務の級	区分	管理職手当月額	
			再任用職員 以外の職員	再任用職員				再任用職員 以外の職員	再任用職員
略					略				
医療職給料表 (3)	略				医療職給料表 (3)	略			
	6級	略				6級	略		
		5種	52,000円	39,900円			5種	52,000円	39,900円

<table border="1"> <tr> <td>海事職給料表</td> <td>5級</td> <td>4種</td> <td>64,900円</td> <td>49,900円</td> </tr> </table>	海事職給料表	5級	4種	64,900円	49,900円									
海事職給料表	5級	4種	64,900円	49,900円										
備考 略	備考 略													

(期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正)

第 6 条 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則 (昭和41年鳥取県人事委員会規則第 4 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後			改正前		
別表第 1 (第 2 条の 3 関係)			別表第 1 (第 2 条の 3 関係)		
給料表	職員	加算割合	給料表	職員	加算割合
略			略		
医療職給料表 (3)	略		医療職給料表 (3)	略	
	職務の級 3 級の職員 (人事委員会が定める職員に限る。)	100分の 5		職務の級 3 級の職員 (人事委員会が定める職員に限る。)	100分の 5
海事職給料表	職務の級 5 級の職員	100分の 15			
	職務の級 4 級の職員	100分の 10			
	職務の級 3 級の職員	100分の 5			
略			略		
備考 略			備考 略		

(職員の旅費等に関する条例施行規則の一部改正)

第 7 条 職員の旅費等に関する条例施行規則 (昭和45年鳥取県人事委員会規則第25号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後											改正前										
別表第 2 (第14条の 2 関係) ア 再任用職員以外の職員											別表第 2 (第14条の 2 関係) ア 再任用職員以外の職員										
行政職給料表 他の給料表	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級		行政職給料表 他の給料表	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	
略											略										
医療職給料表 (3)			7級	6級	5級		4級 3級の 5号給 以上	3級の 4号給 2級の 29号給 以上	2級の 28号給 以下 1級		医療職給料表 (3)			7級	6級	5級		4級 3級の 5号給 以上	3級の 4号給 2級の 29号給 以上	2級の 28号給 以下 1級	
	海事職給料表			5級	4級の 15号給 以上	4級の 14号給 以下	3級	2級	1級												
略											略										
備考 略											備考 略										

イ 再任用職員									
行政職給料表 他の給料表	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級
略									
医療職給料表(3)			7級	6級	5級		4級 3級	2級	1級
海事職給料表				5級		4級	3級	2級	1級
備考 略									

イ 再任用職員									
行政職給料表 他の給料表	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級
略									
医療職給料表(3)			7級	6級	5級		4級 3級	2級	1級
備考 略									

(職員の職務の級の分類に関する規則の一部改正)

第 8 条 職員の職務の級の分類に関する規則 (平成18年鳥取県人事委員会規則第 1 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(職務の級) 第 2 条 職員の給料表に定める職務の級は、別表第 1 から別表第 9 までのとおりとする。	(職務の級) 第 2 条 職員の給料表に定める職務の級は、別表第 1 から別表第 8 までのとおりとする。

第 9 条 職員の職務の級の分類に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第 8 の次に次の 1 表を加える。

別表第 9 海事職給料表級別職務分類表 (第 2 条関係)

組織	職務の級				
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
知事の事務部局	航海士 機関士 通信士	航海士 機関士 通信士	船長 機関長 航海士長	船長 機関長	
教育機関	二等航海士 二等機関士 操舵手 操機手 甲板員 機関員 司ちゅう員	二等航海士 二等機関士 通信長 甲板長 操機長 司ちゅう員 冷凍長 操舵手 操機手 甲板員 機関員 司ちゅう員	一等航海士 一等機関士 二等航海士 二等機関士 通信長 甲板長 操機長 司ちゅう員 冷凍長	機関長 一等航海士 一等機関士 通信長	船長
警察本部	機関士	船長 機関長	船長 機関長		

(平成18年改正条例附則第 7 条の規定による給料に関する規則の一部改正)

第10条 平成18年改正条例附則第 7 条の規定による給料に関する規則 (平成18年鳥取県人事委員会規則第14号)

の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下この条において「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 初任給基準異動 給料表の適用を異にしない初任給規則別表第4から別表第12までに定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。</p> <p>(6)～(13) 略</p> <p>(平成18年改正条例附則第7条第2項の規定による給料の支給)</p> <p>第4条 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員（当該各号の2以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員（人事委員会の定めるこれに準ずる職員を含む。次項において「特定職員」という。）を除く。）であって、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、平成18年改正条例附則第7条第2項の規定による給料として支給する。</p> <p>(1) 給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした場合（次号及び第9号に掲げる場合を除く。）切替日の前日に当該異動があったものとした場合（切替日以降にこれらの異動が2回以上あった場合にあっては、切替日の前日にこれらの異動が順次あったものとした場合）に初任給規則第9条又は第9条の2の規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額</p> <p><u>(2) 給料表の適用を異にする異動により海事職給料表の適用を受けることとなった場合又は海事職給料表の適用を受ける職員が初任給基準異動をし</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 初任給基準異動 給料表の適用を異にしない初任給規則別表第4から別表第11までに定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。</p> <p>(6)～(13) 略</p> <p>(平成18年改正条例附則第7条第2項の規定による給料の支給)</p> <p>第4条 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員（当該各号の2以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員（人事委員会の定めるこれに準ずる職員を含む。次項において「特定職員」という。）を除く。）であって、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、平成18年改正条例附則第7条第2項の規定による給料として支給する。</p> <p>(1) 給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした場合（第7号に掲げる場合を除く。）切替日の前日に当該異動があったものとした場合（切替日以降にこれらの異動が2回以上あった場合にあっては、切替日の前日にこれらの異動が順次あったものとした場合）に初任給規則第9条又は第9条の2の規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額</p>

<p>た場合 <u>人事委員会の定める額</u></p> <p>(3) <u>基準級より下位の職務の級に降格をした場合</u> (第8号及び第9号に掲げる場合を除く。) 切替日の前日において当該降格後の職務の級(当該職務の級が平成18年改正条例附則別表第1の新級欄に掲げられているものである場合にあっては、当該職務の級に対応する同表の旧級欄に掲げる職務の級)に降格をしたものとした場合(切替日以降に基準級より下位の職務の級への降格を2回以上した場合にあっては、切替日の前日にそれらの降格を順次したものとした場合)に、改正前の初任給規則第8条の5の規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) <u>切替日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合</u> (第8号及び第9号に掲げる場合を除く。) 切替日の前日に復職時調整をされたものとした場合に改正前の初任給規則第17条又は改正前の育児休業条例第6条の規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額</p> <p>(6) <u>再任用職員異動をした場合</u> (次号に掲げる場合を除く。) 平成18年改正条例第2条による改正前の給与条例別表第1から別表第5までの給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、切替日の前日にその者が属していた職務の級に応じた額(当該再任用職員異動後に地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員については、当該額に、勤務時間条例第2条又は県費負担教職員勤務時間条例第2条の規定により定められたその者の当該再任用職員異動後における勤務時間をそれぞれ勤務時間条例第2条第1項又は県費負担教職員勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額))</p> <p>(7) <u>再任用職員異動をした場合</u> (海事職給料表の適用を受ける職員に限る。) <u>人事委員会の定める額</u></p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(2) <u>基準級より下位の職務の級に降格をした場合</u> (第6号及び第7号に掲げる場合を除く。) 切替日の前日において当該降格後の職務の級(当該職務の級が平成18年改正条例附則別表第1の新級欄に掲げられているものである場合にあっては、当該職務の級に対応する同表の旧級欄に掲げる職務の級)に降格をしたものとした場合(切替日以降に基準級より下位の職務の級への降格を2回以上した場合にあっては、切替日の前日にそれらの降格を順次したものとした場合)に、改正前の初任給規則第8条の5の規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>切替日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合</u> (第6号及び第7号に掲げる場合を除く。) 切替日の前日に復職時調整をされたものとした場合に改正前の初任給規則第17条又は改正前の育児休業条例第6条の規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額</p> <p>(5) <u>再任用職員異動をした場合</u> 平成18年改正条例第2条による改正前の給与条例別表第1から別表第5までの給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、切替日の前日にその者が属していた職務の級に応じた額(当該再任用職員異動後に地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員については、当該額に、勤務時間条例第2条又は県費負担教職員勤務時間条例第2条の規定により定められたその者の当該再任用職員異動後における勤務時間をそれぞれ勤務時間条例第2条第1項又は県費負担教職員勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額))</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>2 略</p>
--	---

(職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第11条 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（平成18年鳥取県人事委員会規則第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 略</p> <p>（適用区分）</p> <p>2 略</p> <p>（経過措置）</p> <p>3 平成14年4月1日から施行日の前日までの間に新たに職員となり、引き続いて在職する者であって、昇給日（新規則第10条に規定する昇給日をいう。）の前日に属する職務の級が新規則別表第14の職務の級欄に掲げる級であり、かつ、同日における号給が同表の号給欄に掲げる号給以下であるもののうち、部局内の他の職員との均衡上必要と認められるものは、新たに職員となった日の属する附則別表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同表の右欄に掲げる日を越えない範囲内において部局内の他の職員との均衡を考慮して任命権者が定める日までの間に限り、新規則第12条の2に規定する初任層職員とみなして新規則の規定（新規則第12条の2の規定を除く。）を適用する。</p> <p>（委任）</p> <p>4 略</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 略</p> <p>（適用区分）</p> <p>2 略</p> <p>（経過措置）</p> <p>3 平成14年4月1日から施行日の前日までの間に新たに職員となり、引き続いて在職する者であって、昇給日（新規則第10条に規定する昇給日をいう。）の前日に属する職務の級が新規則別表第13の職務の級欄に掲げる級であり、かつ、同日における号給が同表の号給欄に掲げる号給以下であるもののうち、部局内の他の職員との均衡上必要と認められるものは、新たに職員となった日の属する附則別表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同表の右欄に掲げる日を越えない範囲内において部局内の他の職員との均衡を考慮して任命権者が定める日までの間に限り、新規則第12条の2に規定する初任層職員とみなして新規則の規定（新規則第12条の2の規定を除く。）を適用する。</p> <p>（委任）</p> <p>4 略</p>

- 附 則
- （施行期日）
- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- （海事職給料表の適用を受けることとなる職員の在級年数等に関する経過措置）
- 2 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成20年鳥取県条例第29号）附則第2項の規定により平成20年4月1日（以下「切替日」という。）におけるその者の職務の級を定められた職員（以下「改正条例附則第2項適用職員」という。）のうち、次の各号に掲げる職員に対する第3条及び第4条の規定による改正後の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「新規則」という。）別表第3の10の適用については、当該各号に定める期間を、その者の当該規定により定められた職務の級に在級する期間に通算する。
- （1）切替日の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が、行政職給料表の5級であった職員 旧級及び旧級の1級下位の職務の級に切替日の前日まで引き続き在職していた期間
- （2）旧級が行政職給料表の1級から4級まで及び6級であった職員 旧級に切替日の前日まで引き続き在職していた期間
- 3 改正条例附則第2項適用職員に係る切替日以後の職務の級の1級上位の職務の級への昇格（切替日から平成21年3月31日までの間における新規則第8条の規定によるものに限る。）については、同条第4項中「現に属する職務の級に1年以上」とあるのは、「平成21年3月31日においてその者が属していた職務の級（以下この

項において「旧級」という。)が行政職給料表の5級であった職員にあっては旧級及び旧級の1級下位の職務の級並びに職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成20年鳥取県条例第29号)附則第2項の規定により定められた職務の級(以下この項において「新級」という。)に通算1年以上、旧級が行政職給料表の1級から4級まで及び6級であった職員にあっては旧級及び新級に通算1年以上」とする。

(海事職給料表の適用を受けることとなる職員の昇格等に関する特例等)

4 改正条例附則第2項適用職員のうち、切替日に昇格又は降格をした職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号給を切替日の前日に受けていたものとみなして新規則第8条の4又は第8条の5の規定を適用する。

(委任)

5 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。